

## 開 会

【幾度総務課長】 それでは、まだお見えになっておられない先生もおられますが、定刻でございますので、ただいまから国土審議会第26回計画部会を開催させていただきます。

私は、国土計画局総務課長をしております幾度でございます。本日は先生方にはお忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の会議の公開につきまして、申し述べさせていただきます。いつもと同様でございますが、会議及び議事録ともに原則公開することとし、本日の会議も一般の方々に傍聴をいただいております。この点につきまして、あらかじめご了承くださいませよう、お願いをいたします。

なお、本日は部会の定足数を満たしていることを念のため申し添えさせていただきます。

それでは、議事に入ります前に、資料を確認させていただきます。お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

まず、資料1に計画部会委員名簿、それから続いて、資料2に「国土形成計画（全国計画）に関する報告（案）」、資料3でございますが「計画提案の整理について」、資料4として「国土利用計画（全国計画）に関する報告（案）」をつけております。その後ろに参考資料を1から7までつけさせていただきます。

ご確認をいただきまして、もし不備等がございましたら、事務局までお知らせをいただきたいと思っております。

なお、事務局側でございますが、国土計画局長、別途の会議に出席する関係上、若干おくれたの出席となることを申し添えます。ご了承いただきたいと思っております。

それでは、以後の議事は部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【森地部会長】 どうもお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の議事に入らせていただきます。お手元の議事次第をごらんいただきたいと思いますが、きょうは2つございます。

最終報告書に関する調査審議⑥、それからその他の2点でございます。本日は最終報告に関する調査審議の6回目となります。前回の計画部会でお話ししましたとおり、取りまとめの調査審議として本日が最後の計画部会の予定でございます。今後開催される国土審議会では計画部会としての報告をさせていただきますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、国土形成計画（全国計画）に関する報告（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

【鳥飼総合計画課長】      ご説明申し上げます。

まず、資料2をごらんいただきたいと思います。「国土形成計画（全国計画）に関する（案）」本文でございます。前回の計画部会での素案のご検討でいただきましたご意見等を踏まえた主な修正箇所について、ご確認をしていただきたいと考えます。

まず、2ページめくっていただきますと、第1ページが出てまいります。「はじめに」でございます。ここでの前回のご議論を踏まえた何点か加筆がございます。真ん中から若干下のところ、③地域づくりに向けた地域力の結集でございますが、この3行目のところから、「他に依存するのではなく真に協働することへの期待を示し、これを『新たな公』として明確に位置づけたこと」ということで、みずから実践していくということを書き加えてございます。

さらに段落を起こしまして、「特に」以下2行の加筆でございます。「特に、社会のパラダイム変換を要する地球環境問題や人口構造・地域構造の変化に向かってそれぞれの主体が地域力を結集すること」ということで、地球環境問題その他のさまざまな課題に向かっていくということについて、ご議論を踏まえて加筆させていただいております。

次に、飛びますが70ページをお願いいたします。

70ページは第4章、交通・情報通信体系の最初のページでございますが、この走りアンダー書きの中ほど、第2段落になりますが、第2段落の5行目から「そのため」というところでございます。

「ブロックが東京等を経由することなく我が国の他の地域や近隣の東アジア諸地域と直接交流することができる陸海空の横断的な視点に立った交通・情報通信体系の整備を総合的に進めていく」という加筆をさせていただいております。こここのところは前回のご議論で、さまざまな交通モードの相互間の連携・調整、その総合化、こういうことについて十分わかるようにすべしというご意見を踏まえた記述追加でございます。

それから、同じくこのページでございますが、一番下のところの段落をごらんいただきたいと思っております。「これらの交通・情報通信体系の構造に当たっては、運輸部門がCO2排出量のおおむね2割を占める現状等にかんがみ、なお一層の取り組みを推進する」ということでございます。これは、もともとはこの柱書きの文章の中ほどに含まれる形で書かれていたことでございますが、事柄の重要性にかんがみ、一番最後のところで全体の柱書きを受ける形で記述をすると、こういうような考えでこちらのほうに移っているということでございます。

次に、76ページをごらんいただきたいと思っております。同様に交通・情報関係でございますが、中ほどから第2節が始まります。第2節の柱書きの3行目のところから、先ほどのご説明のさらに詳細記述でございますが、「全国1日交通圏のさらなる充実などに向けて」の次からでございます。「ブロ

ック相互を結ぶ道路・鉄道・港湾・空港等の国内交通基盤を総合的に整備・活用し、基幹的なネットワークや拠点の機能確保を推進する」としております。加筆の趣旨は先ほどご説明を申し上げたことと同様でございますが、さまざまな交通モード相互間の連携・検討・総合化議論、こういうことでございます。

次に、88ページをごらんいただきたいと思います。

88ページは防災でございます。このページの中ほどに事後システムの構築のパートがございます。ここの第2段落の前半部分を加筆しております。加筆した内容は、先ごろ法改正も進みましたが、被災者の生活再建支援に係る記述でございます。被災者生活再建に関する記述についての充実を図っているということをご報告したいと思います。

次に、120ページをお願いいたします。

120ページは、「新たな公」について記述した章でございます。その章の一番最後の段落になります。120ページ、一番下のところでございますが、「以上のように、行政がみずからの役割を自覚し、その役割を的確に果たすことにより、民間主導の発意・活動が活性化され、『新たな公』による地域づくりの促進につながると期待される」ということを、この章の結語にしているということでございます。前回のご議論で、行政の役割記述がこの「(4)」のパートなのですが、「新たな公」との連続性という意味で、もう少し丁寧に書いたらどうかというようなご指摘を踏まえた修正をこのように施しているという確認をさせていただければと思います。

最後でございますが、132ページをお願いいたします。

「おわりに」でございます。この中の第2段落の2行目からちょっと読ませていただきますが、「また、人口減少下で医療・教育・商業・娯楽など各種の都市的サービスを維持し、資質向上を実現するためには、広域の生活圈を構成することが必要。もちろん、アジアの中での個性は、広域ブロックのみではなく市町村単位でもみずからその存在感を追求すべき」ということで、2つのご意見を前回ちょうだいいたしました。

1つは、質的な向上という考え方が「おわりに」もしっかり入るべきであるということが1点でございます。それからもう一点は、市町村がそれぞれみずからということで、「はじめに」のところの「他に依存することなく」と対になるところでございますが、ここにも「みずから」というようなことを、前回のご意見の反映という形で入っているというご報告をさせていただきたいと思います。

主な修正箇所は以上でございます。

次に、資料3についてご説明をさせていただきたいと思います。

資料3は、「計画提案の整理について」というタイトルのものがございます。この資料は、本日の

今見ていただいた資料2、すなわち計画部会の取りまとめ本文と、都道府県政令市から法律に基づいていただいている計画提案、これとの関係を整理させていただいたものでございます。

以前にもご報告をさせていただきましたが、都道府県政令市からは都合493件の提案素案をちょうだいしております。その多くにつきましては、いただいた素案の全部または一部について、おまとめいただいている計画部会の取りまとめの中に反映された形になっております。しかしながら、幾つかは反映が困難なものがございますので、この点についてこの資料を用いましてご説明をさせていただきたいと思っております。

反映が困難ということでこれからご説明させていただくものは、3点でございます。まず23ページをお願いいたします。

23ページの一番上でございますが、東京都のご提案の第1番目、提案の内容としては「なし」とございますが、趣旨は首都機能移転に関する記述を国土形成計画に盛り込まないようにすることというご提案でございます。

また、ページは別でございますが、同様のご提案を埼玉県ほか1都3県、4政令市、いわゆる8都府県の共同提案としてもちょうだいしております。

これにつきましては、右の欄、第26回計画部会報告（案）該当箇所という欄でございますけれども、「首都機能移転については、『国会等の移転に関する法律』に基づき、移転先候補地等に関する国会等移転審議会答申を受けて、現在国会において検討が行われており、政府としてもその検討に必要な協力を行っていくこととしているところである。このため、今後の国会における検討の方向等を踏まえる必要がある」というような記述を、今の計画部会報告のところでしているということでございます。先々国土形成計画の議論としてもそういうような対応をしていくことになるのではないかと考える次第でございます。

次に、33ページをお願いいたします。

33ページの一番下のところ、さいたま市のご提案の5番目でございます。「広域地方計画と道州制とは、目的や時間的視野など制度を異にするものであるが、今後、道州制の検討状況に合わせ、計画の策定上必要であれば広域地方計画区域等の見直しを行う」という素案でございます。

右の欄にまいりまして、考え方でございますが、「道州制については、現在議論が始まったところであることから、現段階で本文に広域地方計画区域の見直しについてまでの記載は要しないものと考え」と。こういう考えのもと、こういう案文は現在の計画部会報告には入っていないということでございます。

計画提案につきましては、以上2カ所でご説明しましたけれども、件数としては3件ということで

ございます。

次に、参考資料の1をご説明させていただきたいと思います。参考資料1をお願いいたします。

参考資料1は、A4横使いの8枚の紙でございますけれども、この資料のタイトル「国土形成計画（全国計画）に係る計画部会取りまとめ（案）について」というタイトルをつけておりますけれども、この資料は計画部会報告、資料2でございますが、を8ページに要約したものでございます。本日は、これにより報告の全体像について再度ご確認をいただきたいと思っております。また、この資料は計画部会のまとめていただく報告を、今後さまざまな方々に周知していくという際にも、大いに活用できるのではないかと、私どもは考えております。

まず、第1ページでございますが、左側のところに「検討に当たって特に留意した事項」をまとめさせていただいております。1として、人口減少が国の衰退につながらない国土づくり。2、東アジアの中での各地域の独自性の発揮。3、地域づくりに向けた地域力の結集。4、多様で自立的な広域ブロックからなる国土。ここのところの最後で、「これにより人々の圏域意識の拡大を目指す」でございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第2ページは、時代の潮流と国土政策上の課題でございます。ここでは、社会経済情勢の大転換、そして国民の価値観の変化・多様化、さらに国土をめぐる状況につきましてそれぞれまとめた上で、一番下のところでございますが、「このような国土構造の現状と課題のもと、新たな時代の潮流を踏まえて、新時代の国土構造の構築に挑戦することにより、一極一軸型の国土構造を是正していくことが必要」ということで、必要性を強く述べるというパートになっております。

続いて、3ページをお願いいたします。

新しい国土像でございます。計画の基本的な方針及びその考え方の背景を説明するページでございます。今回の計画の基本的な方針は、ここの背景、小豆色にしている部分でございます。「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る」でございます。このためにということで、右側に3つの箱をつくってございます。広域ブロックが、その有する資源を最大限に生かし、特色ある戦略を描いていくこと。多様な特色を持つ各ブロックが交流・連携し、相乗効果により活力ある国土を形成すること。各地域がそれぞれの魅力を発揮するとともに、相互に補い合って共生し、美しく信頼され質の高い「日本ブランドの国土」を再構築することでございます。また、ブロックの外あるいは中ということで、さらに細かい説明を入れております。ブロックの外に向かっては、とりわけということでございますが、何点かございますが、例えばアジアの中での各地域の個性と魅力、国際機能等のとらえ直し、さらには太平洋のみならず、日本海

及び東シナ海の活用に向けた広域的な取り組み、こういうようなことでございます。

また、ブロックの内部につきましては、成長エンジンとなる都市・産業の強化、あるいは1つ飛びますが、各地域における地域の総合力の結集と安心して住み続けられる生活圈域の形成などについて示しているところでございます。

また、右の下の方に「このような国土を目指すために」という囲みをつくってございます。このところで、国としてということで最初のポツがございしますが、「国家戦略上の見地から必要とされる施策」、「広域地方計画に基づく重点施策や官民による地域戦略を支え実現するための基盤整備等の支援」、「各地域の知恵と工夫の競い合いのための支援や環境整備」など、国としての支援を総合的に推進するというようにしております。また、条件不利地域についての後押しということについても記述をしているところでございます。

次に4ページをお願いいたします。

4ページは、新しい国土像実現のための戦略的目標でございます。5つの戦略目標を掲げているわけでございますが、3つの切り分けをしております。1つは、グローバル化や人口減少に対する国土の形成という動きのある部分。それから2つ目には、営々として築く部分と我々はよくご説明で使わせていただいておりますが、安全で美しい国土の再構築と継承ということで、これまでも先輩方がやってくださったこの国土を、さらによいものにして、次に引き継いでいくという土台の話をまとめてございます。それから、今回新しく全体をくくっていく概念ということで、横断的視点、「新たな公」ということを掲げているわけでございます。

順繰りに見ていただきますと、まず左上でございしますが、シームレスアジアの形成では、東アジアの各地域と直接交流・連携してアジアのダイナミズムを取り込むということでございます。そのために、東アジア市場をにらんだ企業の新しい発展戦略の展開、あるいは地域雇用の創出・増大、陸海空にわたる重層的かつ総合的な交通情報ネットワークの形成などでございます。

右にまいりまして、持続可能な地域の形成では、人口減少下においても、地域力、地域の総合力の結集、地域間の交流・連携により、魅力的で質の高い生活環境を維持していくとしております。集約型の都市構造への転換、あるいは医療等の広域的な対応、さらには地域間の交流・連携や人の誘致・移動などでございます。

次に緑の箱、災害に強いしなやかな国土形成では、減災の観点の重視というようなこと、あるいは災害に強い国土構造への再構築というようなことを言っております。災害に強い国土利用への誘導、あるいは迂回ルート等の余裕性というようなことでございます。

次に、美しい国土の管理と継承でございますけれども、次世代にこの美しい国土を継承していく、

あるいは国土を形づくる各種資源を適切に管理し、回復していくということでございます。循環と共生の重視、あるいは生態系の重視というようなこと、また海洋についても触れてございます。さらに国土の国民的経営ということで、国民の方一人一人がこのことに思いをいたす、このことも重要であろうということを述べております。

また、「新たな公」を基軸とする地域づくりでございますが、多様な主体の参画を地域の課題の解決やきめ細かなサービスの提供につなげるということでございますけれども、地縁型のコミュニティー、NPO、あるいは企業、行政とさまざまな方々の協働によって地域づくりをしていくこと、また維持・存続が危ぶまれる集落の問題も最近非常に注目されているところでございますが、そのことについての十分な目配り、それに加えて暮らしの将来像の合意形成というようなことの支援ということがあるのであろうと、そのための「新たな公」ということが意味があるというようなことをまとめてございます。

次に、5ページをお願いいたします。

第5ページと6ページは、分野別施策の基本的な方向でございます。法定の計画事項がございますので、これに対応した整理を基本的にしてございます。第1章で地域の整備。2章、産業。3章で文化と観光を章立てしております。4章、交通・情報通信。6ページにまいりまして5章で防災。6章で国土資源と海域の利用と保全。7章が環境保全・景観でございます。第8章は法定計画事項ではございませんが、今回新しい取り組みということで、「新たな公」による地域づくりを掲げましたので、それについてさらにわかりやすく章を立てて示しているという構成でございます。以上、8章の構成で第2部、分野別施策ができていくというところでございます。

次に7ページをお願いいたします。

7ページは、いわゆる第3部、広域地方計画の策定・推進でございます。広域地方計画は、地域の協働による計画案の検討を進めることが大きなポイントでございます。この計画では、そのための指針ということでございますので、下のほうの黄色い四角囲みでございます。独自性ある広域地方計画の策定のためにということで、1つには、策定に当たって必要な検討事項として3点示していただいております。①地域の現状分析に基づく地域特性の把握、②地域の発展に向けた独自の地域戦略の立案、③独自の地域戦略に基づく重点的・選択的な資源投入でございます。

それに加えて、地域戦略立案に当たっての視点として4つまとめていただいております。右の欄でございます。①としては、国土におけるみずからのブロックの位置づけと東アジアの中での独自性の発現。②ブロックの特性を踏まえた地域の各都市や地域の連携方策のあり方、③全国共通の課題に対するブロック独自の対応策、④それぞれの広域ブロック固有の課題への取り組みというような

ことを着眼点として示していただいた上で、それぞれの中で例えば広域ブロックゲートウェイの考え方、あるいは拠点都市の配置の考え方、そういうようなことについて例をもって問題提起、あるいは視点の提示ということをご希望しているということでございます。

最後に第8ページをお願いいたします。

「おわりに」でございます。「おわりに」の部分から抜粋をさせていただいております。「本報告の実現に向けて最も重要なことは、次の3つのレベルの問題意識の改変」といたしまして、3つ並べました。

地域の個性を国内ではなく東アジアの中で位置づける、国際競争力を都道府県から広域ブロック単位の拡大して構成する、人口減少下での都市的サービスの向上を市町村から広域の生活圏で高める、の3点でございます。

また、次のパートでは、格差に関する懸念についてのコメントでございます。各地域に対する十分な目配りが重要でございますが、これとともに、未来を切り開く地域戦略を共有することが必要。その際国内でのパイの取り合いではなく、アジアの繁栄を各地域に取り入れることこそ肝要。また、高齢化社会に対応する地域社会の実現、産・官・学・住民の各種努力を結集して新たな地域づくりと地球環境に対応した社会の追究が求められるとしております。さらに、広域地方計画は、その具体化に向けた地域づくりの検討の舞台、地域力を結集してその実践に当たることが必要とした上で、最後でございますが、「アジアの未来へ！地域は個性を！」という呼びかけが、広域ブロックからコミュニティまで、地域の人々の心に届くことを期待という形で結びとしております。

説明は以上でございます。

【森地部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に入りたいと思います。ご質問あるいはご意見がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。要約版も含めて、お気づきのことがございましたら。

よろしいですか。それでは、ご意見がないようでございますので、きょうの報告をもって国土審議会に報告させていただくと、そういうことにさせていただきたいと思っております。基本的にこの案が計画部会報告ということになるものだと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは次に、国土利用計画（全国計画）に関する報告（案）の議論に移りたいと思っております。まず、持続可能な国土管理専門委員会の小林委員長よりお願いいたします。

【小林委員】 それでは、国土利用計画（全国計画）についてお話を最初にさせていただきます。

国土形成計画と国土利用計画の関係については、前回の計画部会でお話ししたところでございます

ので省略させていただきます。これまで持続可能な国土管理専門委員会を中心に調査・審議を進め、計画部会でもご審議いただいた内容について、最終的なまとめ（案）をご報告させていただきます。

11月22日の第15回国土管理専門委員会において、今まで検討中という形でペンディングでありました面積目標を含めて審議を行いました。最終的な専門委員会としての取りまとめを行いましたので、そのご報告をさせていただきたいと思っております。その内容は、本日計画部会報告（案）として皆様のお手元にあるものでございます。

詳しい内容は後ほど事務局より説明させますが、今回の報告では2点、中心的な議論の結果をご紹介します。1つは、人口減少が進み、土地利用転換圧力が低下する中で、既存宅地の有効利用や適切な維持管理、あるいは農林地から宅地への転換の抑制などによって、国土をよりよい状態で次世代へ承継する、そういう意味での持続可能な国土管理という考え方を強く打ち出していることとございます。

そのような持続可能な国土管理という言葉を使いかえますと、国土計画の中にも言葉が入っておりますが、「国土利用の総合的なマネジメント」という言葉につながってまいります。そのような国土利用の総合的なマネジメントに当たっては、多様な主体の参加を求めながら地域の実情に即して合意形成・広域調整など、地域が主体的かつ能動的に取り組むことが重要である。そのことを「国土の国民的経営の推進」という言葉で、これは国土形成計画の中に入っておりますが、まとめているところでございます。そのような2点が大きな特徴でございます。これからご報告する面積目標についても、このような考え方に沿ったものという形で、面積の目標を設定しているところでございます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

【深澤計画官】 それでは、私のほうから資料のご説明をします。資料4と、それから参考資料5、6、7をお手元にお取りください。資料4と参考資料5、6、7でございます。

国土利用計画はこれまでもご説明してまいりましたように、農用地・森林・宅地など国土の利用区分に応じて、全国の国土の利用の将来像を示すものでありまして、国土形成計画と相まって、その効果を発揮することが期待されております。したがって、今回の計画策定に当たりまして、当計画部会におきまして国土形成計画に関することと一体的に検討していただき、最終的な報告として取りまとめていただくこととさせていただきます。

計画の素案につきまして資料4でございますけれども、既に計画部会で2回ほどご報告しておりますので、このたび専門委員会としても報告を取りまとめていただきましたので、これを計画部会としての報告案とさせていただいた上で、ご審議をお願いしたいと考えてございます。

先日の説明と少し重複いたしますので恐縮でございますが、再度概略をご説明するので、ご確認をお願いしたいと思います。とは申しませんが、資料4もそれなりのボリュームがありますので、参考資料6をお取りください。参考資料6でかいつまんで、はしょってご説明をしたいと思います。それから、参考資料5は参考資料6の中身を1枚に押し込んだものでございまして、両方ちらちら見ていただきながら参考資料6でご説明したいと思います。

参考資料6の1ページ目には白丸が2つございます。1つ目の白丸は、国土利用をめぐる、いわば状況認識でございまして、3点掲げてございます。第1には、全体として土地利用転換が鈍化しているものの、地区によっては新たな集積が見込まれるということがあります。あるいは第3点でありますけれども、大規模集客施設の郊外立地と中心市街地の活力低下の連動などを例示としておりますけれども、これまであまり想定されてこなかった土地利用の問題が地域で出てきている中で、土地利用につきましても地域の創意工夫の重要性が高まっているという認識を示しております。

2つ目の白丸は、それを踏まえた国土利用の基本方針でございます。4点掲げておりますけれども、まず、土地利用転換圧力の低下は国土利用の質的向上の機会であるというふうな認識のもと、持続可能な国土管理を行うとしております。その要素としましては、土地需要の量的調整、それから3つ目のポツの国土利用のさらなる質的向上を図るとともに、4つ目のポツにありますように、地域の合意形成あるいは慎重な土地利用転換、有効利用、維持管理、再利用などなど地域の実情に即して国土利用の総合的なマネジメントを期待し、このような地域の主体的な取り組みを促進することとしております。

2ページにまいりますと、このような基本的な考え方をブレークダウンいたしまして、(2)では地域累型別の視点から整理しています。(3)では、利用区分別の視点と整理でございます。(2)の例えば都市におきましては、例えば集約型都市構造ですとか、安全でゆとりある都市環境の形成などを記述しております。農山漁村におきましては、例えば多様な主体の参画による国土資源の適切な管理などを記述しております。

(3)にまいりますと、利用区分別の国土利用の基本方向におきましては、例えば農用地であれば、農用地の確保・整備。あるいは森林であれば、多様で健全な森林の整備と保全、あるいは住宅ストックの質の向上、あるいは工場跡地の有効利用、郊外の大規模集客施設の適正立地、耕作放棄地の有効利用というふうなことが記述してございます。

3ページ目は、これは今回まさに初めてご報告するものでありますけれども、後ほど図表などを用いて説明いたしますので、とりあえず後回しにさせていただきます。

4ページに行ってくださいまして、3ページまでの考え方を実現するための手段としまして、措置

の概要を記述しております。ごらんのように、（１）公共の福祉の優先から１０項目掲げております。例えば（２）では、地域の取り組み事例に係る情報の共有を促進するですとか、あるいは（４）では、災害に配慮した国土利用、あるいは（６）では自然的土地利用の転換・抑制、あるいは（７）では低未利用地の優先的な再利用、（８）では、多様な主体がさまざまな方法で国土管理に参画するというようなことを記述してございます。

先ほどもご紹介しました参考資料５、１枚紙は今の考え方を１枚に取りまとめたものでございますので、これもあわせてご参考くださいませ。

続きまして、いわゆる面積目標のご説明でありますけれども、資料４をもう一度取っていただきまして、１３ページをお開きください。

資料４の１３ページを見ていただきますと、ごらんのような国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標の一覧表をつけてございます。この表では、例えば資料４の１３ページでございます。この表では、例えば農地につきましては、平成１６年の４７１万ヘクタールに対して、平成２９年には４５０万ヘクタールという目標を例えば設定しております。このような目標設定の考え方につきまして、参考資料７でご説明したいと思っております。参考資料７をお手元にお取りください。

参考資料７を開きますと、３ページをお開きください。

参考資料の３ページを見ていただきますと、これは我が国の国土利用の推移と次期計画の目標の全体像、いわば国土利用をめぐる来し方行く末の全体像をお示ししているものでございます。棒グラフは、農地・林地などの自然的土地利用を積み上げたものでございまして、目盛りは左側であります。それから、折れ線グラフは住宅地や道路などの都市的土地利用を示すものでありまして、右側の目盛りでございます。平成１６年が４次計画の基準年次で、２９年が目標年次でございます。

過去３０年の推移を見ますと、例えばボリューム感でいいますと、約１３０万ヘクタールの農地・森林などが開発され、宅地などに転換されてまいりました。転換先である折れ線グラフを見ますと、昭和５０年から毎年の転換量をだんだんと縮小してきております。だんだん傾きが出てきているということでございます。棒グラフは目盛りが大きいのでわかりにくいですが、宅地などへの供給源という視点から見ても、同様の傾向がうかがえます。

将来に目を転じまして、平成２９年の目標値を見ますと、これまでだんだんと緩やかになってきた折れ線グラフの傾きが、今後さらに緩やかになるという見通しが見てとれます。

４ページにまいりまして、人口フレームについてもご紹介いたします。４ページの左側の図の橙色の折れ線グラフ、これは人口の見通しであります。それから、その中のブルーの棒グラフは三大都市圏、それから薄黄色が地方圏の人口の動向でございます。右側の折れ線グラフは世帯数の見通しでありま

して、ブルーの棒グラフが三大都市圏、薄黄色が地方圏であります。ポイントは2つです。人口の減少が既に始まっているけれども、世帯数はまだしばらく増加を続け、平成27年あたりでピークを打つ見通しということが一つ。

もう一つは、三大都市圏では押しなべてピークが遅く来る。地方圏ではピークが早く来て既に過ぎているところもあるということでございます。3ページ、4ページ、国土をめぐる大きな流れをこのようにとらえまして、このようなことを念頭に置いた上で、それぞれの地目の推移、それから目標設定の考え方を以後、かいつまんでまたご紹介したいと思います。目標設定の考え方は地目に応じてさまざまでありますけれども、基本的にはこれまでの推移を十分に踏まえるということ、それから人口・世帯数をはじめ各種経済社会要因を押さえる、それから既存のいろいろな計画、あるいは各庁からのご意見も含めまして、政策要因などを総合的に勘案すること、さらに都道府県の意向も可能な範囲で把握しておりますので、こういうものを参考としているということでございます。

1ページくっていただきまして、5ページですが、5ページの農地でございます。5ページは農地面積のこれまでの推移を肌色の棒グラフで示しております。過去30年間一貫して減少してまいりました。しかしながら、右の棒グラフは農地から宅地などへの転換量の推移であります。近年、他用途への転換量は縮小傾向であることが見てとれます。

6ページにまいりまして、左側の2つの表は、平成15年から27年にかけての農地利用の見通しであります。平成17年に策定された食料・農業・農村基本計画において、このように示されております。このようなことを踏まえまして、6ページ右側のグラフと四角囲いの中で、農地面積の規模の目標の考え方について記述しております。グラフの中で、一番左側の平成4年、これは第3次計画の基準年です。平成16年が第4次計画、すなわち今、検討していただいております計画の基準年でございます。それから平成29年が目標年でございます。このようなことを踏まえまして、四角囲いの中にありますように、農地は基本的に減少傾向にありますけれども、生産性の向上ですとか、耕作放棄地対策が推進されている、あるいは食料・農業・農村基本計画を踏まえるということで、減少傾向が鈍化することを見込みまして、29年の目標を450万ヘクタール程度とするということとしております。

7ページにまいりますと、採草放牧地ですが、ちょっとこれは時間の関係で、説明は省略いたします。8ページのグラフと四角囲いの中の記述をごらんください。

それから、9ページは森林であります。森林につきましても、緑の棒グラフがありますように、これはスケールが大きいのでちょっと見えにくいですがけれども、過去30年間で約20万ヘクタール減少しました。しかし、近年はほぼ横ばいで推移しているという状況です。

10ページにまいりまして、林地からの転換面積の推移を示しております。特に昔はレジャー施設用地に転用されるケースが水色の部分が多かったですけれども、最近ほとんど見られないという状況でございます。

以上のようなことを踏まえまして、森林面積の規模の目標の考え方でありまして、グラフにありますように、平成16年から29年まで同規模ということでございます。考え方として基本的に大きな変動はないということと、森林・林業基本計画において平成27年、37年の面積目標が2,510万ヘクタールとされて、閣議決定されているということを踏まえ、利用計画におきましても同程度ということでございます。もちろん、温暖化対策ですとか林業再生の兆しといったことも、森林の転換の抑制要因として考えられると思います。

11ページにまいりますと、原野であります。それから12ページは、水面・河川・水路でございます。いずれも説明は省略いたしますが、それぞれの項目の末尾に考え方がありますので、ごらんください。

13ページにまいりますと道路でございます。道路は右側の四角囲いにありますように、都市的土地利用の動勢と関連の深い道路面積について伸びが鈍化すること等を見込み云々ということで、増加するけれども鈍化するという状況でございます。13ページと14ページでたまたま道路面積の推移と住宅地面積の推移でございますけれども、これは非常に相似であるということが、一つの大きな要因でございます。

14ページは住宅地でありまして、住宅地の長期推移を黄色のグラフで見ますとごらんのとおりでございます。一貫して増加してまいりましたが、毎年の伸びは最近縮小傾向であるということでございます。

それから、住宅地面積を見通すに当たって、重要な要素の一つは新設着工戸数でございます。その傾向は左、右下のツートンカラーの棒グラフのようで、近年横ばいということがございます。

15ページにまいりまして、住宅地面積のもう一つの要因は、世帯の動向であります。世帯数につきましては既に申し述べましたように、平成27年までしばらく増加を続けるということですが、その世帯の構成は、平均世帯人員で見ますと、紫色の棒グラフのように今後一貫して減少していくことが見通されておりますし、それから15ページの右側の図のように、家族累型についても見通す必要があります。

それから16ページの左側の図ですが、これは住宅の建て方ですが、構造別建て方別建設戸数の割合と推計を、データを示しております。一言で言いまして、木造1戸建て住宅に対しましてマンションの比率がだんだん高まってきているという傾向がうかがえます。以上のような諸要因を勘案いたし

まして、住宅地面積目標の考え方ですけれども、世帯数の増加に伴いまして当面増加は続きますが、その世帯数の伸びの鈍化、それから単独世帯の増加などの住まい方の変化などを踏まえ、戸数と建て方別の敷地面積なども勘案し、平成29年の目標については云々ということで、伸びは鈍化ということを示しております。

17ページにまいりますと、工業用地であります。工業用地の18ページの左のデータにありますように、新規立地が増加傾向にあるとか、あるいは設備投資が活発化する傾向にあるということ等、あるいは企業立地促進法が施行されて、今後それが運用されるということ踏まえまして、微増ということで17万ヘクタール程度を見込むこととしております。

19ページにまいりますと、その他の宅地がございます。これは円グラフにありますように、商業業務用地、それから非課税宅地、官公庁の建物の敷地でございます。これが主な構成要素ですが、過去の推移は右側のグラフのようでありまして、次20ページの年間商品販売額の推移、これは少し落ちておりますが、売り面積は増加している傾向にあるなどを踏まえまして、20ページの右側のような考え方がございますが、市街化圧力の低下により、都市的土地利用への転換規模が小規模なものとなることが推測されることから、今後伸びは鈍化という考え方がございます。

21ページにまいりまして、その他。その他は農地や住宅地など、これまで申し上げました利用区分に当たらないもので構成されておまして、要は残渣でございます。

22ページは国土全体の面積でございます、これは言わずもがなということで省略いたします。

23ページにまいりまして、市街地面積であります。市街地面積は、この計画では、便宜上国勢調査に定める人口集中地区ということとしております。市街地面積の、D I D地区面積と同じでありますけれども、面積の推移は23ページの右側の赤いグラフのようでありまして、ずっと拡大してきたけれども、近年頭打ち傾向という傾向が見えていただけます。

それから、24ページはD I D地区面積の主な要因は、当然のことながらD I D居住人口の動向でございます。D I D居住人口につきまして、例えば24ページの上のグラフで棒グラフを見ていただきますと、三大都市圏、地方圏、それぞれ増加傾向がございますが、近年その伸びは鈍化しつつあるという傾向がうかがえます。あるいはD I D人口の密度を見ますと、下のグラフでは青の折れ線グラフのように、三大都市圏が平成7年を境に反転に生じているという一方で、地方圏では引き続き低下傾向が続いているというふうな状況がございます。以上のようなことを勘案いたしまして、24ページの右側のグラフ、それから四角囲いの中にありますように、近年伸び率が鈍化していることを踏まえ、29年の目標については17年と同程度の126万ヘクタール程度ということにしてございます。

すいません、この図ではちょっと平成17年と29年が点々で結ばれておりませんが、点々がちょっと薄くて見えませんが、恐縮です。

以上のような考え方に基きまして、もう一遍資料7の3ページの図を見ていただきまして、このような全体の国土利用の今後の動向を踏まえ、面積目標を設定するというございます。

以上です。

【森地部会長】 どうもありがとうございます。

それでは、意見交換に入りたいと思います。ご質問あるいはご意見がございましたら、どうぞお願いいたします。

【大西委員】 今のご報告があった概要は、それからもとの案について、この書いてあることについて異論は特にございません。現行の枠組みで書くところという感じになるのかなというふうに思うのですが、これでこれを決めようとしているので、我々として何かこの制度の問題点、この書いてあることの外にあることについて記憶にとどめるべきではないかという観点から発言したいと思います。

ご承知のように、国土利用計画というのは全国、都道府県、市町村でつくることになっていますが、合併前の市町村でたしか半分近く程度がつくっていないと。都道府県でもつくっていないところがある、制度ができて何十年にもなるわけですが、なくても過ごせてきたと。都市計画や農振をやっていないところはないと思いますけれども、これについてはそういう実態があったと思うのです。有効性という意味で、この制度は大きな問題を抱えているのではないかというふうに思います。

一方で、土地利用から見ると、耕作放棄地とか休耕田とか、あるいは産廃の投棄場とか、あるいは郊外にいろいろな施設が単発の開発許可等で立地しているという現状があって、やはり人口が減っていく中で、どういうふうに土地利用を正常化していくのかというテーマは大きなテーマとして存在していると思うのです。必要性とそれに対応する制度の間、この国土利用計画制度の間にも大きなギャップが引き続きあるのではないかというふうに考えるわけです。

やはりそれを埋める努力というのを制度の改革という観点から続けていく必要があるのではないかと。今回こういう格好で次の全国計画をまとめるということでありまして、端的に今、最後にご報告いただいた全国の数字がどうやって実現性が担保されるのかという保証はないわけです。つまり言ってみればそうならばいいと、あるいはそうなるのではないかと予測的な目標値ではないかなと。もう少し能動的に土地利用政策を行っていくには、やはり制度の改革ということを考えていく必要があるのではないかと。特に現行制度は、役に立たないからあってもいいじゃないかという消極的な意見もあるかもしれませんが、実際には各地で審議会が行われたり、非常な時間と労力が使われた

りしているので、どうせそうした職員がこうした分野で働くのであれば、有効性のある制度で活躍してもらおうような制度をつくるべきだと、それは国の役割ではないかというふうに思います。その点を申し上げておきたいというふうに思います。

【森地部会長】      ありがとうございます。どうぞ。

【寺島委員】      今、土地利用計画の最小限度の整合性ということで、3点だけちょっと確認したいのですけれども。じっと見ると、現在三大都市圏と地方圏の人口が大体6,400万人ずつぐらいで、バランスがとれているというところを前提にして20年後を考えたとき、ほとんどの人口減少が地方圏で進むだろうということの想定の数値になっているのですけれども、そういうことで広域ブロックごとのいわゆる活性化というのが、その前提で可能なのだろうかという、整合性があるのかというのが1点目です。

それから農地面積ですけれども、471万ヘクタールという現在の状況が450万ヘクタールになると。その理由は、農水省の目標値が450万ヘクタールだからというニュアンスが伝わるのですけれども、これで食糧5割自給という目標を達成できるという想定と整合性がとれるのだろうかということ。

それから、道路面積が132万ヘクタールというのが139万ヘクタールということになっているわけですけれども、これは今、大変話題になってきている道路というものに対する長期計画、戦略と整合性がとれているのだろうかということです。つまり国土計画、利用計画とこの数字との整合性というのをどう認識しておくべきなのかということを確認したいと思います。

【森地部会長】      では、2人のご意見に事務局から。

【深澤計画官】      はい。大西先生のご意見に関しまして、さまざまなご意見があるということは、私ども承知しております。今回の国土利用計画は、こういうことで今ご提案申し上げておりますけれども、制度の実態、それから必要性を埋めるギャップにつきましていろいろな努力をしていかなければいけないというふうに既に承知しております。

それから、寺島委員のお尋ねに対しまして、まず471万ヘクタールと450万ヘクタールの関係でありますけれども、これは実は、もともと食料・農業・農村基本計画の中におきまして、平成27年に450万ヘクタールで、これで総合食糧自給率45%ということではじかれております。食糧自給率の考え方がそもそも、熱量換算で5割を満たすことが適当であるという中で、年限を切って27年では45%というふうな設定をされておきまして、まず27年で食糧自給は満たしているということと、それを横置きしまして、29年におきまして450万ヘクタールで、総合食糧自給率45%ということとは、これは満たすことができていると。これは裏づけをとっております。

それから、道路面積につきましてお話がありました。私どもはこの道路面積の積み上げは、積み上げと申しますか道路面積の算定は、これは個々の道路の積み上げでは実ではなくて、これは資料7の13ページと14ページをもう一遍お聞きいただきますように、資料7の13ページと14ページで先ほど申し上げましたけれども、道路面積のこれまでの推移、それから14ページの住宅地面積のこれまでの推移、あるいは19ページにまいりまして、その他宅地のこれまでの推移等が非常に連動性が高いということを踏まえまして、宅地面積との連動のもとで道路面積をマクロで予測をいたしまして、それで目標設定をしたものでございます。そういう意味で、こういうふうな算定をしてきております。ここでいう道路につきましては、通常の道路や農道、林道を含めた面積であるということも申し添える必要があると思います。すなわち、通常の道路の面積の大部分が都道府県や市町村であるということも重要なことでございます。

したがいまして、いろいろな個々の道路の積み上げの整備延長がこの当該面積に大きく影響を与えるものではないというふうに考えております。高速道路等の面積がこの道路面積に大きく影響を与えるものではないというところでございます。むしろ宅地開発等に伴う道路の拡幅といったものが大変、面積に大きく影響を与えるというふうな認識でございます。したがいまして、宅地面積の連動というところに重視をしまして、このように算定をしたものでございます。

それから……。

【森地部会長】 人口の高齢化と地域の活性化の整合性は大丈夫かということ。

【深澤計画官】 この私どものフレームでは、三大都市圏で平成29年に6,400万人程度。それから地方圏の人口で地方圏が6,000万人程度を前提としております。このような、これは社人研の推計に基づきまして、私どものほうは補完をして数字をはじいているものでございます。

人口のフレームにつきましては、これは資料7の4ページにお示しいたしましたように、全体としては16年にピークを打っているけれども、実は三大都市圏のピークは平成22年です。それから地方圏のピークは平成12年であります。このようなそれぞれの圏域におきまして人口動向がある程度違うということを見込みまして、私どもはこのように設定したわけでありまして、こういうことを前提として各地域でいろいろな地域整備の取り組みがなされることによりまして、地域の活性化が図られることを期待しているというところでございます。

【森地部会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【林委員】 現行のこの計画のつくり方ということだと、大体こんなところではないかと思えますし、それから国土形成計画のほうとの対応も十分つけていただいているのではないかと思います。

しかしながら、数値目標を立てて管理していくというのも非常に重要で、これがきちんとやられて

いると思うのですが、特に土地利用の質というか、ここら辺のところの一つ、現行の制度そのものの限界でもあって、例えば市街地が増えていっているとか、市街地が頭を打つという表現とかがありますけれども、市街地の中身が問題であるということは、私どもは今もう十分認識しているわけですので、土地利用、インフラも含めて、それがいわゆるストックとして継承だけできるものになっているかというふうな観点からの管理ということで、月並みな言い方ですけども、量的な目標管理から質的な、質を含めた目標管理というふうにどうやって持っていったらいいかというそのあたりの、次回に向けての示唆になるかもしれませんけれども、そういうものがどこかに最後でもいいと思います。入れられたらいいのではないかと。これはもう前回の国土計画のときからリノベーションとか、そういうものが既に言葉が入っているわけですので、そのあたりを変えていただくといいかなと。

そのときに関連するのが、いつも気になっているのが住宅ストックの質の向上までは出てくるのですが、私はむしろ住宅地とか周りのアメニティーとか、そういうものも含めた住宅地としてのクオリティーというところを、もう一つ踏み込んでこれを書かれると、その中には災害の脆弱性とかそういうのも全部含まれると思いますので、そのあたりの記述が少し加えられればありがたいなと思います。

以上です。

【森地部会長】      ありがとうございます。どうぞ。

【石委員】      寺島先生の整合性の議論を少し触れたいのですが、最も国家行政として整合性がとれていないのは地球温暖化問題でありまして、既に日本は1990年の約束の6%から7%オーバーしていますから、あと数年間で13%削減しなきゃいけない状況が来ているわけではありますが、でもこれを読む限りにおいては頑張ってくださいと書いてあるのですけれども、それはだれがどう考えてもあり得ないだろうと。

私はこの、特に道路関係だけで、これは守られた場合にはどのぐらいCO2を増やすか計算してみただけですけども、軽く2割は超えるんです。ということは、前安倍政権、現政権も引き継がれるはずなんですけども、2050年に50%の温室効果ガス削減ということ、日本政府は国際社会に約束しているわけです。今でさえも全く守れないのに、これから50%をどうやって減らすかを考えたって、全く答えとしてあり得ないところまで来ているわけです。これも当然環境省の方もいらっしやっただけですけども、それはもう国家的にこういうものをつくったって、CO2の50%削減を考えたって、何もできないと。京都議定書を守るだけで、全国民は週に1回全くエネルギーを使うのをやめて、呼吸もやめて、ゲップするのもやめなくちゃ京都議定書も守れないという比喻をよく使われるんですけども、50%は、それからさらに10倍近い削減量になるわけです。

ですから、この中にやはり、今からですとそういうことを言うつもりはないんですけども、整合性を考えた場合にはそういう議論があまりにも積み残されているのではないかなという印象を持ちました。

【森地部会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【西村委員】 私は農地の減少がやはりすごく気になっていて、これはもちろん食料・農業・農村基本計画の問題ではあるんですけども、おそらく今、欧米先進国で農地が減っている国はほとんどないんじゃないかと思うんです。イギリスぐらいでしょうか。フランスやアメリカでは農地は増えているんだと思います。もちろん人口や密度が違うので、一概に比較できないですけども、大きな国家の安全保障の面から考えて非常に大きな問題ではないかと思うんです。特にバイオ燃料の問題があって、食糧だけのものではなくなってきた。むしろ、ですから土地利用の計画というのは、どれだけ農地を守れるかということに関して、例えば具体的にどういう戦略がとれるかというところから議論が始まるような、そういう見方が必要なのではないかなと思うんです。これは今のフレームでは何ともできないわけですけども、どうもこういう状況だと非常に不安だなという感じが、実感しております。

【森地部会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【家田委員】 この国土利用計画については、現状でつくるとすればこういうことかなということで、結構だと思います。

ただ、この目標と書いてありますけれども、いずれにしても総量の話で、トレンドをいろいろな政策動向を踏まえながらこんなものでしょうという問題が、これはこれなんですけれども、人口が減っていく中で、これまでの自然的な理由から都市的な利用への転換のスピードが落ちていくというシナリオが書いてあるんだけど、個別の事象でいくと、おそらくは、望むべくは宅地的な利用だったところがだんだん危険箇所やなんかが歯抜けになって、そしてそれを自然的な利用に逆転換するというようなことが、個別にはぼろぼろ起きてきてほしいんです。

ところが言うまでもないんですが、自然的な利用から都市的な利用に転換するのは比較的人為によってやりやすんだけど、それを逆方向に持っていくというのは、いろいろな権利関係やなんかからすると、かなり難しい。したがって、ぜひどこか議事録かなんかに残してほしいなと思うんだけど、継続していずれ勉強しなきゃいけないことは、総量としてのでこぼこのトレンドだけじゃなくて、個々に起こる逆転換のメカニズムを十分理解することと、それを促進する方策を勉強すること。それがこの土地利用計画の、国土利用計画の次のステップにもつながるし、そしてまた、全国、国土形成計画のほうの持続的国土管理云々のあたりのところを現実に担保していくための必要な施策、勉

強課題ではないかと思えます。

以上でございます。

【森地部会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【関根委員】 国土利用計画に対してはほんとうによくできていると思うんですけども、1個だけ、ちょっと懸念として表明しておきたいものがございます。

人口減少社会の到来のところなんですけれども、人口が減っていつているけれども世帯が増えている。この世帯が増えているということは、ご存じだと思いますけれども、これはつくられた世帯増だということを認識しておく必要があると思うんです。特に地方においてこの世帯が増えているというのは、介護保険の制度によって単独世帯に対する手厚い制度があるゆえに、特に地方圏において単独世帯がどんどん増えているという、この現状を認識しておかないと、もしかしてこの介護保険の制度ががらっと変わってしまった場合に、今後、特に地方における世帯というものが激変する可能性があると思えます。これは今後の日本の住宅政策にも影響を及ぼす可能性もあると思うので、今の段階ではこのままでいいのですけれども、もしかすると、そういったつくられた世帯増というものに乗っかってしまつてつくってしまう、計画を立てることは、もしかすると危険な点もあるかもしれないという懸念だけを出しておきたいと思えます。

以上です。

【森地部会長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、小林先生、まとめてお願いします。

【小林委員】 大変重要な指摘をありがとうございます。

最初ご指摘いただきました国土利用計画自体は、今後の国土利用のあり方についてどれだけの効果を持つか。これは従来の国土利用計画、特に全国計画ではなくて、都道府県あるいは市町村の土地利用調整計画というようなものの位置づけについて疑念が出されました。そのことは我々も十分認識しております、今回このまとめ以降、専門委員会の最終回で確認したところでございますが、そうは言っても全国の中で土地利用調整条例を使い、この国土利用調整計画をもとに土地利用調整条例というのをつくって、国土調整をしっかりとやっている市町村もかなり目立ってまいりました。

特に最近では、条例をより有効に活用するという自治体が増えてございますので、そういう動きをしっかりと把握して、そのモデルを我々として研究して、それを全国に紹介していくという手続をしようということでございます。

それからもう一点、これも重要な指摘でございましたが、質の問題です。今回は量の問題を基本に

数値として表現しております。ただ、従来からの経緯から、今回質の問題をこのテーマの中に具体的な数値として、あるいは数値に近いものとして表現することができませんでした。これも実は最終の専門委員会で議論したことです。今後質の問題をどのようにとらえて、特に我々国土計画、全国計画をつくるときには、市町村、都道府県が同じような形でデータを整備されないと全国計画に反映できませんので、どのような質的なデータを市町村、都道府県が積み上げることができるかということについての研究をやっていこうということで合意したところでございます。

基本的な点については、今後どういう主体になるかまだはっきりしてございませんけれども、とにかく研究をやっていこうということで合意したところでございます。

以上でございます。

【森地部会長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、そもそものこの計画の意味合い、制御性あるいは整合性、大変重要なご発言をいただきました。ただ各委員、この案については結構だということだったと理解しましたので、本日、委員の皆様からいただいたご意見を少し整理をして、小林先生と相談させていただいて、国土審議会でそういう意見があったということをお伝えし、もちろん議事録には残していただくということにさせていただきます。

したがって、基本的にはこの案をもって計画報告部会としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【森地部会長】 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

本日取りまとめていただきました両報告については、今後開催される国土審議会において、私から報告させていただきたいと思っております。

また、本日私のほうから記者発表をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

本日の議題は以上でございますが、終了前に国土交通省からごあいさつがあります。よろしくお願いいたします。

【竹歳国土交通審議官】 国土交通審議官、竹歳でございます。閉会に当たりまして御礼を申し上げます。

本計画部会は、平成17年9月の発足以来、これまでに計画部会を26回、5つの専門委員会を延べ9回開催していただきまして、先生方に大変ご熱心なご議論を重ねていただきまして、本日、国土

形成計画及び国土利用計画に関する計画部会報告を取りまとめていただきました。

国土計画というのは、ある意味では、人間活動のあらゆる分野を視野に入れながら、そして説得力のある未来を語らなければいけないという、極めてチャレンジングな政策分野であると私ども思っております。そういう中で、森地部会長をはじめとして、委員の先生方におきましては、5つの専門委員会、すなわち「ライフスタイル・生活」、「産業展望・東アジア」、「自立地域社会」、「国土基盤」、「持続可能な国土管理」、このような各専門委員会におきまして、各委員長をはじめとして先生方の大変ご熱心なご議論を踏まえまして、本日の報告をまとめていただいたと、心から御礼申し上げたいと思います。

おかげさまで、人口減少下での初めての国土計画と、そしてシームレスアジアや二地域居住といった交流・連携の仕組み、また『新たな公』や国土の国民的経営といった新しい方向性をお示しいただきました。これらの新しい考えが打ち出されたことで、地方公共団体からも500件近い計画提案をいただきまして、計画に対する各階層の関心も一層深まったものと考えております。

今後の予定でございますが、12月12日に国土審議会が予定されておきまして、森地部会長から計画部会からのご報告をいただいた後、国土交通省といたしましては、地方公共団体からの意見聴取やパブリックコメントなどを行った上で、年度内の全国計画の閣議決定に向けて努力してまいりたいと考えております。

また、平成20年度には、広域地方計画の策定が予定されております。現在各ブロックにおいて準備作業が進められているところでございます。各地域では、本日おまとめいただきました国土形成計画で示されましたさまざまなお考えやトレンドを、地域という分脈で翻訳して、それぞれ地域の資源を生かした計画をつくっていくという大きな課題があるわけでございまして、国土交通省としてもしっかり取り組んでまいりたいと思います。

最後になりましたが、計画部会につきましては本日で一区切りとなりますが、これからも計画の策定状況に応じてまたご相談させていただくこともあろうかと思っております。今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

改めて2年余にわたるご審議に対しまして、心から御礼を申し上げまして、ごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

【森地部会長】 どうもありがとうございました。

今、お話がございましたように、合計80回ぐらい会議をやらせていただいております。専門委員会は合わせて92名の専門家の方々にご参加いただきました。しかしながら、いつもこの会は議論していただく時間が大変足りなくて、片や専門委員会のほうは合宿してとことん議論していただくとい

う、そんな場もございました。どちらにしても皆様のご意見が入って、ここまで来られたと思って、私のほうからも御礼申し上げます。

それでは、最後に事務局から事務連絡等をお願いいたします。

【幾度総務課長】 本日は大変ありがとうございました。私ども国土計画局長の出席がかないませんで、まことに申しわけございませんでした。

本日お配りいたしました資料につきましては、大量でございますので、お席にそのまま置いていただければ、後ほど事務局からお送りをさせていただきます。

以上をもちまして、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

【森地部会長】 どうもありがとうございました。

閉 会